

酒田市長 矢 口 明 子 様

酒田市監査委員 大 石 薫  
(公 印 省 略)

酒田市監査委員 田 中 斉  
(公 印 省 略)

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第 1 4 項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
市民部 環境衛生課	10 月 31 日	11 月 12 日～ 1 月 20 日	12 月 8 日
市民部 市民課	10 月 31 日	11 月 12 日～ 1 月 20 日	12 月 8 日
市民部 まちづくり推進課	10 月 31 日	11 月 14 日～ 1 月 20 日	12 月 10 日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

---

## 環境衛生課

### 注意事項

#### 【収入事務】

#### ○徴収金に関する手続が適正でないもの

墓地管理料を納期限まで納付しない場合は、酒田市財務規則第 28 条にのっとり、納期限後 20 日以内に督促状を交付するとともに、督促状の交付日から起算して 10 日を経過した日を督促状に指定すべき納期限としなければならない。しかし、令和 7 年 4 月 30 日を納期限とする墓地管理料については、督促状が令和 7 年 7 月 25 日に送付され、指定すべき納期限が令和 7 年 8 月 8 日と設定されていたため、規則で定められた送付時期及び納期の設定が適正ではなかった。

今後は、規則にのっとり適正な事務処理を行うこと。

#### 【契約】

#### ○契約書の引用条項が誤っているもの

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書書式は引用条項を修正した新版が契約検査課掲示板に掲示されたが、修正前の書式で作成されている契約書があった。そのため、「談合等に係る契約解除」に関する引用条項に辻褃が合わない部分があった。

内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。

#### 【内容】

- ・令和 6 年度 新林最終処分場年度末残容量測定業務委託
- ・令和 6 年度 酒田市斎場地下タンク及び埋設配管漏洩検査業務委託
- ・令和 7 年度 八間山旧埋立地草刈り、消毒作業

---

## まちづくり推進課

### 注意事項

#### 【契約】

#### ○契約書の引用条項が誤っているもの

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書書式は引用条項を修正した新版が契約検査課掲示板に掲示されたが、修正前の書式で作成されている契約書があった。そのため、「談合等に係る契約解除」に関する引用条項に辻褃が合わない部分があった。

内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。

#### 【内容】

- ・令和 7 年度 とびしま総合センター浄化槽維持管理業務委託【長期継続契約】
- ・令和 7 年度 酒田市とびしま総合センター清掃業務委託